平成２３年（フ）第７９８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘10丁目13番15―106号
債務者　金城　光子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９１７号
兵庫県芦屋市高浜町５番１―231号
債務者　谷口　和昭
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４８号
兵庫県芦屋市山手町２番33号
債務者　廣瀬　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１７４号
鳥取県鳥取市面影１丁目13番４―202号　県住３―202号、旧住所鳥取県鳥取市面影１丁目７番10号
債務者　細川　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５５号
広島県三原市皆実６丁目３番20号
債務者　大下　邦和
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第４６５号
愛媛県松山市片山甲340番地
債務者　大窪　和浩
1　決定年月日時　平成23年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８号
高知県高岡郡津野町芳生野甲200番地２
債務者　谷本　　誠
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第４９号
高知県高岡郡四万十町興津乙2346番地19
債務者　東山　　隆
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第５３号
高知県須崎市山手町６番16号
債務者　小笠原昭子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第６０４号
熊本市水前寺３丁目10番23号　吉岡アパート209号
債務者　中村　一代
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６１０号
熊本市大江４丁目１番３号
債務者　古閑久美子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６１５号
熊本市長嶺南３丁目10番８―69号
債務者　白石　　智
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６７４号
熊本市花園６丁目13番59号
債務者　渡邉　一樹
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６７６号
熊本市城山下代２丁目12番５号
債務者　平部奈美子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６８１号
熊本市秋津１丁目２番45号
債務者　村上　明菜
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６８５号
熊本市島崎５丁目４番40号
債務者　竹原　　恵
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６８９号
熊本市練兵町88番地７
債務者　中村　壽秀
1　決定年月日時　平成23年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部